



中之条ビエンナーレ×企業版ふるさと納税 概要

企業版ふるさと納税は、国が認定する事業に対し企業が寄附を行うと、最大で寄附額の約6割相当額が法人関係税で税額控除される制度です。中之条ビエンナーレは企業版ふるさと納税の事業として認定されました。

【利用】 寄附金は中之条ビエンナーレ開催及び関連事業のために活用されます

【寄附額】 寄附額の下限は10万円、最大で寄附額の約6割相当額が税額控除となります

【期間】 受付は平成32年3月末まで * 寄附を頂いた年度(平成29・30・31年度)の事業等に活用されます

【注意点】 本社などの主たる事務所が中之条町に立地する場合は本制度の対象外となります

【問合せ】 中之条町役場内「企画政策課 企画振興係」 TEL 0279-75-8802 (平日 8:30~17:15) ✉ kikakuseisaku@town.nakanajo.gunma.jp

寄附のお申し込み
2020年3月31日(火) 〆切